

重要無形民俗文化財

長良川の鵜飼漁の技術 保存活用計画

令和3年3月

岐阜長良川鵜飼保存会・小瀬鵜飼保存会
岐阜県岐阜市・岐阜県関市





千数百年前から続く 伝統漁法

家々の生業として受け継がれてきた
長良川の鵜飼漁。

時代や環境に合わせながらも、
古来より伝わる鵜飼漁の技術、鵜匠の心意気を
次世代へ継承していく。

長良川流域の 文化を育んできた鵜飼漁

鵜飼漁の漁場となる長良川は
様々な恵みをもたらしてきた。

そして、流域には多くの人々が住み、訪れ、
独特な文化が育まれてきた歴史もある。

世界に誇る長良川の鵜飼漁の価値や魅力を
未来へと繋いでいく。



序 文

岐阜県の大日ヶ岳に源流を発し、伊勢湾へと注ぐ清流長良川。その中流域に位置する岐阜市及び関市では、1300年以上の歴史と伝統を誇る鵜飼漁が行われています。

岐阜市は、「本物志向の観光まちづくり」をスローガンに掲げ、長良川の歴史や文化、景観を活かした魅力的な水辺空間の形成を図る「かわまちづくり」に市民の皆様とともに取り組んでいます。岐阜城を頂に有する金華山を背景に繰り広げられる岐阜市の鵜飼漁は、本物としての価値や魅力を持つ地域資源として「かわまちづくり」の推進に欠かせない存在です。

しかし、近年は、社会の抱える深刻な課題が鵜飼漁にも大きく影響を及ぼしています。一方で、従来にはない鵜飼漁の公開方法を市民の皆様が中心となって模索される等、新たな動きも活発になっており、鵜飼漁は今、重要な転換期にあります。

本計画は、保存会の皆様と両市が一緒に考えて、重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の保存活用の方針及び具体的な措置を示したものです。オール岐阜で本計画を実行し、かけがえのない文化財の未来への継承を図り、さらなる魅力づくりを目指してまいります。



令和3年3月

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜市長良の鵜匠は、専業で鵜飼漁を営む漁師です。鵜飼漁を生業とする家に生まれることが、鵜匠の資質を備えるには最も重要な要素です。一日を通して全てが鵜飼漁に繋がる生活を積み重ねていく中で、一切の所作を見て、聞いて、感じて、吸収することにより、鵜飼漁の技術や鵜匠としての心意気を身に付けていきます。

私達6人の鵜匠は、あらゆる変化と常に向き合いながら、鵜飼漁を継承してきました。社会の変化、自然の変化、人の変化等、周りの環境が変化し続けていく中で、今日まで受け継がれてきた歴史の背景を意識しながら鵜飼漁をどのように継承していくかをこれまで色々と考えてきました。それはこれからも続いていくことであり、先人たちもそうしてきました。しかし、今、これまでに無い大きな変化が押し寄せてきています。鵜匠一人一人の努力に加え、多くの方々の協力を得ながら、乗り越えていかなければならない課題も多くあります。

本計画の作成をきっかけに、より一層身を引き締めて鵜飼漁の継承に努めてまいります。



令和3年3月

岐阜長良川鵜飼保存会 会長 杉山 雅彦



岐阜県の清流長良川は、流域の関市及び岐阜市に豊かな自然をもたらし、伝統と文化を育んできました。この長良川を舞台に、鵜飼漁は毎年5月11日から10月15日にかけて行われます。小瀬鵜飼において繰り広げられる伝統的な漁法は、漁の技術や闇に浮かぶ篝火、川面に響く水音や鵜舟を操る迫力を間近で体感することができます。

小瀬鵜飼は関市にとって重要な観光資源であるとともに、ふるさと教育においても欠かすことのできないものです。関市内の小学校では、毎年5年生が小瀬鵜飼の見学を行っています。子どもたちは地域の伝統文化を肌で感じながら、郷土に対する誇りと愛情を育んでいることでしょう。

近年は、鵜飼シーズンの長雨や水害、感染症の拡大、また船頭等の担い手不足など、小瀬鵜飼にとっては試練の年が続いています。伝統をつないでいくために、新たな取組が求められています。

本計画は、小瀬鵜飼保存会、岐阜長良川鵜飼保存会と両市が策定したもので、「長良川の鵜飼漁の技術」の取組を記しています。岐阜県・日本の宝として誇れる鵜飼漁の技術を後世につなぐために、両保存会、両市が相互に、そして市民と協働し、計画をすすめてまいります。



令和3年3月

関市長 尾関 健治

小瀬鵜飼の鵜匠は3人で、鵜とともに生活しています。鵜匠は世襲制で、幼いころから鵜とともに生活をし、父親から鵜飼漁の技術を学び、磨いています。

近年、天候や社会の変化などにより、鵜飼漁ができない日が続くことが多くありました。先人たちも様々な変化に直面し、それを乗り越えてきたのでしょう。今まで鵜飼漁を続けてきた先人たちのたゆまぬ努力と精神力の強さを痛感しました。また、この局面を我々も乗り越えていかなければなりません。

本計画は鵜飼漁を見直すいい機会となりました。鵜飼漁にかかわる課題が明らかとなりました。しかし、この鵜飼漁を次世代へ、未来へ繋いでいかななくてはなりません。これらの課題を克服していくためには鵜匠たちだけの力では乗り越えられない課題もあります。多くの方々の協力を得なければなりません。

岐阜市長良の鵜匠たちとも協力し、先人たちが伝えてきた鵜飼漁の技術を受け継ぎ、後世に伝えていくことに努めていきます。



令和3年3月

小瀬鵜飼保存会 会長 足立 太一

例 言

1. 本計画は、岐阜県岐阜市及び岐阜県関市で継承されている国指定の重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」の保存活用計画である。
2. 本計画は文化財保護法第89条の2第1項に基づく「重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画」として作成を進めた。
3. 本計画作成事業は、「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会が主体となり、令和2年度に「(重無民)長良川の鵜飼漁の技術民俗文化財伝承・活用等事業」として国庫補助金の交付を受けて実施した。
4. 「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会は、岐阜長良川鵜飼保存会・小瀬鵜飼保存会・岐阜県岐阜市・岐阜県関市・学識経験者で構成した団体である。
5. 本計画の作成にあたり、文化庁文化財第一課、岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課、岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査委員会、岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会、小瀬鵜飼習俗総合調査委員会、小瀬鵜飼習俗総合調査委員会専門部会の指導助言を得た。
6. 本計画の作成に係る事務は「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会が担当した。
7. 本計画の編集は、「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会の事務局(岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課及び関市協働推進部文化課文化財保護センター)が行い、関連業務の一部を日本印刷株式会社岐阜営業所に委託した。

凡 例

本計画において、用語の表記を以下のとおりとする。

- ・重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用計画…「本計画」
 - ・重要無形民俗文化財「長良川の鵜飼漁の技術」…「文化財」(ただし、「文化財保護法」等の固有名詞に含まれる場合は除く)
 - ・「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会…「協議会」(ただし、それ以外の協議会の名称に含まれる場合は除く)
 - ・岐阜長良川鵜飼保存会及び小瀬鵜飼保存会…「両保存会」
 - ・岐阜県岐阜市…「岐阜市」
 - ・岐阜県関市…「関市」
 - ・岐阜県岐阜市及び岐阜県関市…「両市」
 - ・岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査委員会及び岐阜市長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会及び小瀬鵜飼習俗総合調査委員会及び小瀬鵜飼習俗総合調査委員会専門部会…「調査委員会」
-



目 次

第1章 計画作成の目的

第1節	計画作成の背景	2頁
第2節	計画作成の目的	3頁
第3節	計画作成体制	4頁
第4節	実施期間及び計画期間	6頁
第5節	計画の位置づけ	6頁

第2章 文化財の概要

第1節	指定の状況	10頁
第2節	保護団体の状況	11頁
第3節	歴史	13頁
第4節	周辺環境	16頁
第5節	既往の調査研究	19頁

第3章 文化財の価値と特徴

第1節	文化財の価値	30頁
第2節	文化財の特徴	31頁
第3節	文化財の保存活用のための全体像	34頁

第4章 現状と課題

第1節	保存に関する現状と課題	46頁
第2節	活用に関する現状と課題	48頁
第3節	調査研究に関する現状と課題	50頁
第4節	過去の取組	50頁
第5節	課題の整理	56頁

目 次

第5章 基本方針

第1節	基本方針	58頁
第2節	将来の展望	60頁

第6章 具体的な措置

第1節	保存に関する措置	62頁
第2節	活用に関する措置	66頁
第3節	調査研究に関する措置	69頁
第4節	措置の一覧	70頁
第5節	他の文化財との連携	71頁

第7章 計画期間に実施する事業

第1節	事業の実施計画	76頁
第2節	評価の方法	80頁

第8章 運営・体制

第1節	協議会の役割	82頁
第2節	各組織の役割	82頁
第3節	市民の役割	84頁
第4節	体制整備	85頁

参考資料	87頁
------------	-----
